

福井市地域子育て支援拠点運営業務（一般型）仕様書

本仕様書は、福井市が福井市地域子育て支援拠点事業（一般型）（以下「事業」という。）の実施事業者を募集し、福井市からの委託により本事業を実施する者（以下「受注者」という。）が行う業務内容及びその履行方法等に関し、必要な事項を定める。

1 委託業務

（１）名 称 福井市地域子育て支援運営業務（一般型）

（２）実施場所 九頭竜区域（河合・中藤島・森田）

※場所は、事業者で確保して実施することとする。

2 事業の目的

この事業は、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域における子育て支援拠点を設置し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

3 事業の内容

本事業は、常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として、子育て親子が相互の交流を行う場所の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、良好に業務が遂行されている場合は、次年度以降も単年度ごとの随意契約を行うことがある。

5 業務内容

次の取組をすべて実施するものとする。

（１）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

- ・子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置及び子育て親子間の交流を深める取組等の実施
- ・利用者数の把握をするための統計を行う。

（２）子育て等に関する相談、援助の実施

- ・子育てに不安及び悩み等を持っている子育て親子に対する相談及び援助活動を実施する。
- ・相談内容等は記録し、相談件数・内容等の統計を行う。

（３）地域の子育て関連情報の提供

- ・子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児及び子育てに関する情報を提供する。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
 - ・子育て親子に対して、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。
- (5) 地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等との連携、地域に出向いた地域支援活動（以下「地域支援」という。）の実施（月1回程度以上）
 - ・地域支援として、次に掲げる取組の中からいずれかを月1回程度以上実施する。
 - ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
 - ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
 - エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組
- (6) その他子育て支援として市長が必要と認める業務の実施
 - ・福井市、関係機関との連絡、連携を行いながら事業を実施する。
 - ・福井市の要請する会議等に出席する。
 - ・委託期間終了にあたって、市が指定するものとの引継ぎ事務を行う。

6 開設日及び開設時間

受注者は、この仕様書の「1 委託業務」において定める実施場所において、週3日以上、かつ1日5時間以上、地域子育て支援拠点を開設すること。ただし、開設や後片付けのための時間のほか、休憩時間や施設の消毒時間等を設け、利用者が施設を利用できない時間がある場合は、当該時間については開設時間に含めないものとする。

7 職員及び配置職員数

- (1) 開設時間において、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (2) 受注者は、施設責任者として管理者を置かなければならない。ただし、職員がこれを兼務することができる。

8 利用料等

この事業の利用料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等を実施するために必要な経費の一部については、保護者から徴収できる。なお、保護者から徴収した額は、本業務に要した費用から控除するものとする。

9 委託料

市は、本業務に要した費用を委託料として受注者に支払うものとする。ただし、開設日数及び職員配置状況により市が定める予算の範囲内の額とし、委託料の額は年度終了後に受注者が

提出する実績報告に基づいて確定させるものとする。

1.0 委託料の対象経費

受注者が本業務に必要な経費として計上できるものは次のとおりとする。

- ア 人件費、事業運営費（備品購入費、玩具代等）、保険料、講師謝礼等の業務の遂行に直接必要な経費として明確に区分できるもの（以下「直接経費」という。）
- イ 業務を遂行するうえで必要な経費であるものの、本業務分として経費の算定が難しいものについては、使途や積算根拠を明示した上で、計上できるものとする。ただし、市が認めるものに限る。
- ウ 当該委託業務における一般管理費の直接経費（委託費用を除く。）に占める割合（以下「一般管理費率」という。）は、契約時に定める率を上限とする。ただし、一般管理費率は10%を超えることができないものとする。

1.1 委託料の支払

委託料には人件費、通信料等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとする。ただし、契約締結当初の一括払いではなく、分割払いにより支払う。分割払いによる支払い予定は次のとおり。

回数	支払予定月	支払い予定金額
第1回	令和7年5月	委託料の50%相当額
第2回	令和7年10月	委託料の40%相当額
第3回	令和8年4月	委託料の10%相当額

1.2 実績報告

毎月の活動報告については翌月の10日までに、年度の事業実績については事業が完了した日から20日を経過した日までに、福井市が指定する様式により市長に報告しなければならない。

1.3 委託業務の調査

市は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について受注者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

1.4 再委託について

受注者は、業務の遂行にあたり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて市の承諾を得た場合においてはこの限りではない。

1 5 書類の保管等

受注者は、業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を経費区分に応じて記載するとともに、市の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、業務を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

1 6 危険負担

業務の実施に関して生じた損害は受注者の負担とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

1 7 損害賠償

受注者は、業務の実施にあたり故意又は過失によって福井市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

1 8 秘密の保持

事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うにあたって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

1 9 研修等

- (1) 受注者は、業務に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めるものとする。
- (2) 業務に従事する者は、各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。また、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修に類する研修を修了していることが望ましい。

2 0 関係機関との連携

- (1) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めるものとする。
- (2) 本業務の活動や支援を通じて、利用者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うものとする。

2 1 備品等の取り扱いについて

委託業務期間の満了による事業の終了に関し、事業実施にかかる施設、設備の撤去等にかか

る経費は受注者の負担とする。なお、本市委託料により購入し、使用可能な備品については協議の上、本市に返還しなければならない。また、返還にかかる経費は受注者の負担とする。

2.2 遵守すべき法令等

受注者は、本業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- カ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- キ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ク その他関連法規

2.3 その他

本業務を実施するにあたって、理由なく特定の利用者に偏ることがないように、公正・中立性を確保すること。